

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策について、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、県内35市町村のうち21市町村が過疎地域である本県においては人口減少が続き、若者の流出や高齢化の進行等により、地域における様々な分野の担い手不足、地域公共交通や買い物支援等の生活機能の確保、コミュニティ機能や国土保全機能の低下など、多くの課題を抱えている。

一方、過疎地域は、森林、温泉、景観などの恵まれた地域資源を有し、農地・森林の適切な管理を通じて国土保全や災害の防止に貢献するとともに、食料の供給や水源の涵養、癒しの場の提供などの役割を担っている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、県民はもとより都市をも含めた国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き、地域の実情に応じた支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の生活に寄与するものである。

よって、国においては、過疎地域が抱える課題の解決に向け、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策の充実・強化に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月4日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	江藤拓殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿

山形県議会議長 金澤 忠一